

報告①

「こども誰でも通園制度」の提案概要と論点

逆井直紀(保育研究所・全国保育団体連絡会)

1. こども家庭庁の発足、こども政策に関わる諸文書の公表・発出

- (1) こども大綱 今後5年間のこども政策基本方針・重要事項
国として「こどもまんなか実行計画」6月策定 自治体も「こども計画」の策定へ
- (2) 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン)
- (3) **こども未来戦略** — 異次元の少子化対策
 - 1) 75年振りの配置基準の改善とさらなる処遇改善
 - 2) **こども誰でも通園制度(仮称)の創設**

参考) 職員配置基準

- (1) 実施時期、実施方法
 - 4・5歳児の改善 30対1 → 25対1
 - 最低基準(内閣府令)の改定 本則は改善内容(25対1)を記述
 - しかし附則で、期間の定めのない経過措置(30対1でもOK) 民間施設は加算対応
 - (3歳児も経過措置付基準改定 民間は公定価格の加算対応)
 - 1歳児(6対1 → 5対1 への改善) 先送り 遅くとも2026年度までには実施!!

保育所等の運営に関する改善事項 (こども未来戦略(加速化プラン)、令和6年度予算案等における対応)

職員配置基準の改善、処遇改善等(加速化プラン)

○4・5歳児職員配置基準の改善(30:1→25:1)

こども未来戦略(案)を踏まえ、4・5歳児の職員配置基準は30対1から25対1へと改善し、それに対応する加算措置(※)を設ける。これと併せて最低基準の改正を行う(経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。)
(※)チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設は、25:1以上の手厚い配置が実現可能となっているため、引き続き、当該加算のみを適用。
また、3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準の改正(20:1→15:1)を行う。

※1歳児については、2025年度以降、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

2024年度政府予算資料より抜粋

- (2) 貴重な一歩だが、残念ながら不十分な改善
 - 1) 4・5歳児の改善、3歳児の改善 → 最低基準の改定へ
ただし、期限の定めのない経過措置が附則に
改善を実施している施設には加算対応 (チーム保育推進加算等取得施設は対象外)
 - 2) 1歳児の改善 先送り 最悪2026年度実施?
おそらく経過措置付で加算対応か
 - 3) 早期完全実施とさらなる改善を求める

2.こども誰でも通園制度(仮称)の基本的枠組み—予算案、関連法国会の上程へ

(1)こども未来戦略方針での提起

1) 前段階 厚労省「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会とりまとめ」(2021.12.20)

日本の保育政策 待機児童問題への対応 → 人口減少社会への対応

○多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

保育所に通所していない児童の週1~2回程度の預かり

ICT等を活用した急な預かりニーズへの対応

2) こども未来戦略方針(2023.6.13) → こども未来戦略(2023.12.22)

「現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付(「こども誰でも通園制度(仮称)」)を創設する。」

(2) 2026年度の本格実施を見据えた性急な動き

1) 2023年度保育所等の空き定員を利用したモデル事業

↓

2) 2024年度から実施の試行的事業の実施を2023年度から前倒し→2023年度補正予算に計上

↓

◎2024年の通常国会で改正法提出 子ども・子育て支援法等改正法案

こども誰でも通園制度の創設のみならず、支援金等に関わる改正も

3) 2025年度 地域子ども・子育て支援事業として実施

↓

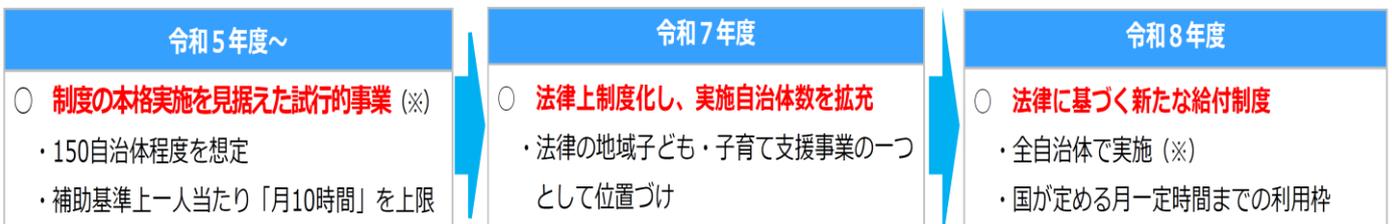
4) 2026年度から本格実施 新たな給付制度として全自治体で実施

乳児等支援給付 乳児等通園支援事業

検討の方向性

- 現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付(「こども誰でも通園制度(仮称)」)を創設する。
- 2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体においてこども誰でも通園制度(仮称)を実施できるよう、所要の法案を次期通常国会に提出する。

【本格実施に向けたスケジュール】



第九回こども未来戦略会議(2023.12.22)

(3) 試行的事業と新たな給付による本格実施による制度の違い

2026年度から本格実施となる新たな給付の制度— それ以前の試行的事業等の補助金事業
連続性あるが、制度の基本部分が異なる

○試行的事業は、市町村が実施主体の補助金事業

- ◎給付による本格実施の制度は、当事者である利用者（保護者）と事業者（施設）による直接契約の仕組み
- 公的責任はより限定的 基本的な責任は、当事者（利用者・事業者）に
- 市町村の仕事 利用者—市町村が認定、事業者—市町村が指定・確認、監査
- 利用があった場合の給付金の支払い
- 子ども・子育て事業計画で、計画的な整備が自治体に求められる

※ 試行的事業の段階では、十分な検証がなされない恐れ

試行的事業は市町村も慎重、比較的手厚い体制で実施か？

こどもさん
こども家庭庁

こども誰でも通園制度（仮称）の創設について

資料 1

<制度の現状、背景>

- 就園していないこどもは0～2歳児の約6割を占める。現行の保育所等の制度では、就労等の必要性がある者を対象としており、専業主婦家庭等を含めた就園していないこどもへの支援を強化していく必要。

【年齢別の就園していないこどもの割合（令和3年度）】

年齢	0～2歳未満の就園していないこども(注)	児童福祉施設	保育所
0歳	68万人 (82%)	12万人 (14%)	51万人 (61%)
1歳	41万人 (48%)	9万人 (10%)	33万人 (39%)
2歳	37万人 (43%)	11万人 (13%)	26万人 (30%)
3歳	30万人 (32%)	41万人 (44%)	18万人 (19%)
4歳	34万人 (35%)	42万人 (43%)	19万人 (20%)
5歳	37万人 (38%)	41万人 (41%)	19万人 (19%)

- こうした中、こども未来戦略方針（令和5年6月閣議決定）において、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設することとしている。
- (※) 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「全ての子育て家庭を対象とした支援の強化として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業について、2023年度中の開始も可能となるよう支援を行う。」としており、これに対応した予算を補正予算案に計上。
- 本制度について、2024年度は制度の本格実施を見据えた形で試行的事業を実施することとしており、本年9月から、試行的事業実施の在り方に関する検討会（秋田喜代美座長）において、制度の意義、具体的な事業実施上の留意点等を議論し、本年12月に中間取りまとめを行う。
- こども誰でも通園制度の意義は、こどもにとって、
 - ・ 在宅で子育てをする世帯のこどもも、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られること
 - ・ こどもの専門的な理解を持つ人からこどもの良いところ等を伝えられるなどにより、保護者はこどもについて新たな気づきを得たりするなど、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にも関わっていくことなど、就園していないこどもの育ちを支えるためのもの。
- また、制度改正事項ではないものの、本制度はこどもの安全確保が大前提であり、慣れるのに時間がかかるこどもへの対応として、「親子通園」も可能とすることで検討会において議論している。

<改正のイメージ（案）>

- 左記を踏まえ、以下のような改正を行うこととする。
- 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、**新たに「〇〇給付」を創設**する。
(参考) 市町村から事業の運営に要する費用に係る給付費を支給することとする。利用者負担は事業者が徴収。
- **利用対象者**について、**満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象とし、居住する市町村による認定の仕組み**を設けることとする。
(※) 0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのかということに十分留意が必要となるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
- 利用者は、**月一定時間までの利用可能枠の中で利用**が可能。
- **本制度を行う事業所**について、**市町村による指定（認可・確認）の仕組み**を設けることとする。
 - ① 本制度を指す事業として「〇〇事業」を新たに設け、設備運営基準への適合等を審査した上で、市町村が認可
 - ② 「〇〇給付」の支給に係る事業者として、市町村が確認
- **市町村による指導監査、勧告等**を設けることとする。
 - ① 認可基準を満たしているかどうかの指導監査、勧告、命令等
 - ② 「〇〇給付」の支給に係る事業所への指定監査、勧告、命令等
- 市町村は子ども・子育て支援事業計画において、こども誰でも通園制度に関する必要定員総数や量の見込み等を定めることとする。
- 市町村による調整を行うのではなく、利用者と事業者との直接契約で行うこととする。
- その他、円滑な利用や運用の効率化を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を持つシステムを構築する。

こども家庭審議会第3回子ども・子育て分科会資料（2023.11.21）

3.こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業の概要

(1) 試行的事業の概要明らかに

- 1) 試行的事業に関する「実施要綱」（こども家庭庁生育局長通知「多様な保育促進事業の実施について」2024.1.18）
- 2) 試行的事業実施の在り方に関する検討会「中間取りまとめ」（2024.2.19）

(2) 現時点で見えていること——実施要綱などをベースに

- 1) 試行的事業の実施主体は市町村 民間事業者への委託等も可
民間事業者特に縛りはかかっていない 営利企業や個人もOK
- 2) 対象児 保育所等に通っていない6か月～満3歳未満児

3) 実施場所 保育所等 既存の保育施設の他に

「等」は駅前等の利便性の高い場所や空き店舗などを想定。

4) 実施方法 **多様な実施形態が出現する可能性**

- たとえば、
- i 保育所 通常保育の中に
 - ii 保育所 専用室で
 - iii ショッピングモールの一角など利便性の高い場所で

5) 就労の有無を問わない、時間単位の柔軟な利用

利用時間 上限月10時間

定期的な預かり利用と柔軟な「自由利用」

特に、「通園」のイメージでは捉えきれない「自由利用」 一時託児・スポット保育の普遍化？

実施主体

この事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。なお、市町村は、適切に事業を実施できると認めた者（以下「委託等先」という。）に委託等を行うことができる。

実施方法

対象となる子どもについて、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満とする。認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象とするが、企業主導型保育事業所に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象外とする。

障害児を受け入れる施設において、当該障害児が利用した場合に職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合には、別に定める加算を適用する。

実施場所について、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等

第4回試行的事業検討会資料（2023.12.25）

【利用方法（定期利用・自由利用）】

○ 利用の方法として、定期利用・自由利用といった方法が考えられる。両者のそれぞれの特徴や留意点は以下の通り。

	定期利用	自由利用
考え方	利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法	利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法
利用する場合の予約方法	(例) <ul style="list-style-type: none">利用開始前に空いている定期利用枠の確認を行い、一定期間内の利用枠を予約	(例) <ul style="list-style-type: none">利用前月の一定期日より翌月分の予約空いていれば、利用希望の直前まで予約
特徴	<ul style="list-style-type: none">事業者にとっては利用の見通しが立てやすく、職員のシフトが組みやすい。保護者との関係も作りやすい子どもにとっては、慣れた職員と継続的な関わりを持つことができ、育ちをフォローしてもらえる	<ul style="list-style-type: none">子どもの状況や保護者のニーズに合わせて柔軟に利用可能様々な事業所を利用することで、多くの保育士、多くの子どもと触れ合うことができる
留意点	<ul style="list-style-type: none">特定の事業者を利用できる子どもが固定化され、途中利用しづらい施設にとって、空き状況に応じた柔軟な受入れが困難	<ul style="list-style-type: none">利用の都度予約する手間がかかる施設にとっては、利用の見通しが立たず、受入体制を整えづらい慣れるのに時間がかかる子どもがいる

試行的事業検討会中間取りまとめ（2024.2.19）

6) 試行的事業の補助単価 いわゆる出来高払い

子ども1人1時間あたり850円、

障害児の受入れ1時間あたり400円加算を原則

利用者負担1人1時間あたり300円が標準 利用料の設定・徴収は事業者

7) 実施のための条件

既存の一時預かり事業の条件(配置基準)をそのまま適用

一時預かり事業 当初は「一時保育事業」として国庫補助化

専用保育室必置 対応は保育士で

その後規制緩和がすすめられてきた 専用室不要

保育士でもなくても対応可

その厳しい現状・実態

※本格実施となると、薄く全国をカバーする制度と

自治体独自の比較的手厚い事業が併存する可能性も

- 試行的事業における人員配置については、令和5年度のモデル事業と同じく、一時預かり事業の配置基準と同様とする。

現行の一時預かり事業の基準

①一般型においては、

☞乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士を1/2以上。

☞保育士以外の保育従事者は研修(子育て支援員研修または、家庭的保育者基礎研修と同等の研修)を修了した者。

☞保育従事者の数は2人を下ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる範囲内において、保育従事者を保育士1人とすることができる。

☞1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。

②余裕活用型においては、

☞「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準等を遵守。

☞クラス定員に対する人員配置で対応が可能。

※障害児を受け入れる事業所では、職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合には、補助基準上の加算がある。

4. 試行的事業に対するイメージと本格実施される制度とのギャップ

孤立した育児をなくすために、施設に定期的に通園することで子育て家庭を支援する仕組みと捉えられているが、実際は?

※ 全国で(自治体を超えて)、「自由利用」が可能な仕組み

未開拓の分野として注目されている一時託児・スポット保育の市場拡大・商業化が志向されている点に注目する必要

試行的事業は、市町村で完結する仕組みといえるが、

本格実施となる制度は、**全国的な統一システム**で、全国の空き施設から予約も「かんたん」

システムを介することで、利用者・事業者・自治体の負担軽減というが、本当だろうか?

利便性・簡便性の強調 **とにかく預かることが最優先にされている**

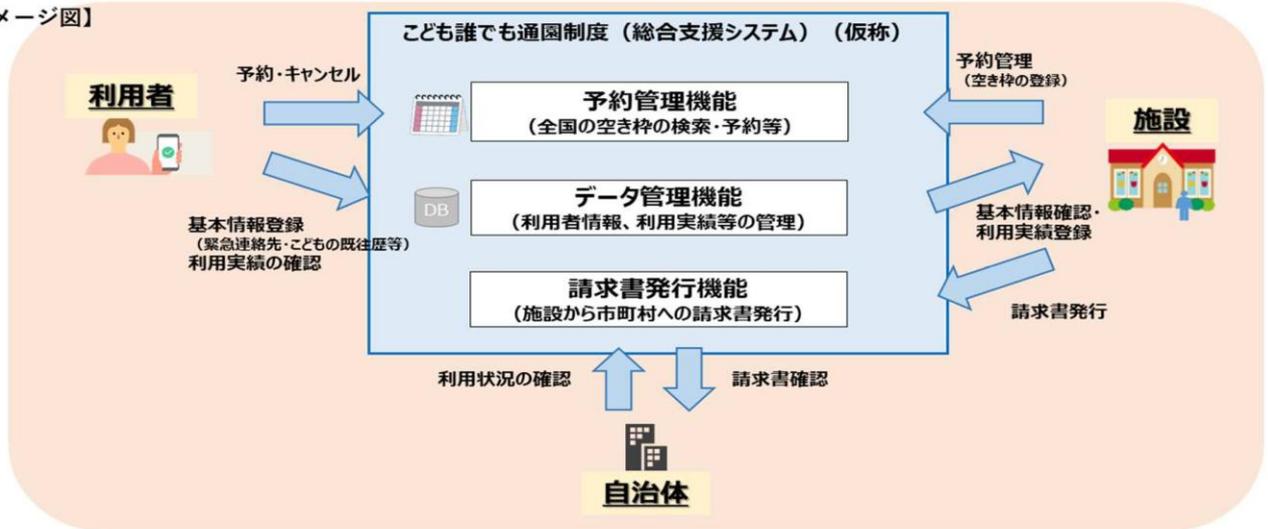
子どもの情報を入力させることで、親も施設・保育者も安心なのか?

事前面談等の扱いが不明確

親子通園も「容認」しているが、できるだけ限定することが明記されている。

- 令和5年補正予算において、こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築に係る経費を措置し、こども家庭庁において執行することとしており、令和7年度からの運用を目指し、令和5年度中に仕様書を作成する。

【イメージ図】



利用者が入力する個人情報の例（一時預かり）

家族の状況	緊急連絡先	続柄	生年月日	同居・別居の別	就労・就学先	送迎者
こどもの状況 （障害に係る 情報を含む）	出生歴	アレルギー	病歴	健康状態	託児経験	生活リズム
	発達の状況	食事の状況	排泄の状況	好きなあそび	かかりつけ医	予防接種状況

5.問題点

※ 若い子どもの受入を安易にとらえていないか

保護者への支援・負担軽減は必要だが、それは子どもの保育・受入を軽く扱うことではなく、また、その負担を保育現場に押し付けるものになってはならない。

簡単に子どもを託せる仕組みを作ることが本当に子育て支援なのだろうか？

- (1) 権利性が不確立、軽視されている
認定されても利用できるかどうか

- (2) 子どもの権利—子どもの側の視点の軽視

- 1) 6か月～満3歳未満児の発達特性の無視・軽視

慣れない環境で、見知らぬ保育者に委ねられる子どもの側の負担も視野に

- 2) 既存の子ども集団への受入れについても、子どもにとって安心できる保育の場を不安定化させかねない

- (3) 受入れる側の困難さへの無理解

あまりに低い条件設定 通常の保育の受入れで疲弊している保育現場にさらに負荷を掛ける仕組み

家族のあり方は多様であり、様々な困難を抱えた家族が利用することを前提すべき

子どもに対する直接処遇とともに、保護者への支援・援助（面談、助言）等々多様な仕事を現場は抱える
そうした負担への対応体制をどう確立するのか

丁寧に受入れようとする施設にはさらなる負担・困難を抱えるであろう。
一方で、安易に受入れようとする事業者の参入も大いに予想される

(4) あいまいな公的責任 当事者まかせ、自己責任に帰する仕組み

給付による本格実施の制度は一直接契約 公的関与・責任は限定的
市町村・都道府県・国の責任のもとで機能する仕組みこそ

1) 事故があった場合の責任の所在

国の仕組みでありながら、事業者だけが負う仕組み いまだ未検討の公的保険の適用

2) 給付は利用者補助 用途を規制し難い

3) 困難を抱えた家族への有効な支援というが…

その困難を事業者・保育者だけで受け止めきれない 公的責任のもとでの対応が求められる
種々の機関・部門と連携し、情報を集約できる市町村の役割が重要
その市町村に責任を持たせることが要であり、そのための権限と財源を確保する仕組みに

6.何を目指すべきか

通常保育、一時預かり事業も含め、公的責任の下で保育条件の改善を具体化することは不可欠
今のままでは、安心できる受け皿は決して増えない！

保育の対象を、就労など専ら保護者の状況をもとに限定してきた現行の通常の保育制度の限界を認識
し、**すべての子どもの権利として、格差なく豊かな保育を保障する制度の実現を展望する**

保育所と子育て家庭との濃厚な関係づくりを軸に、母子保健・療育・社会的養護等種々のネットワークで、子育て家庭・子どもを支える **重要なのは公的責任性の維持・拡充**

子どもを育てることはとても重要で大変な営みなのだから、
その負担を保護者や施設だけに責任を負わせるのではなく、
子どもや保護者、保育者の権利を保障することを明確にして、公的責任のもとに制度を確立すべき

※ 子どもの命にかかわる問題であり、安心・安全で利用できる体制・制度はどうあるべきか
真摯な論議と、慎重な検証を

●資料 「こども未来戦略」(抜粋)

～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～

(赤字編集部)

(2) 幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～

- 待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。
- このため、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公定価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理(2021年12月)を踏まえた費用の用途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。
- 具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準については、
① **2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。**
また、これと併せて最低基準の改正を行う(経過措置として当分の間は従前の基準により運営するこ

とも妨げない。)

② 2025 年度以降、1 歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

○ また、保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。

○ くわえて、費用の使途の見える化に向けて、事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県知事に報告することを求めるとともに、報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等を法定化する。

(3) 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設～

○ 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付(「こども誰でも通園制度(仮称)」)を創設する。

○ 具体的には、2025 年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026 年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度(仮称)」を実施できるよう、所要の法案を次期通常国会に提出する。

○ 2025 年度からの制度化に向けて、2023 年度から本格実施を見据えた試行的事業の開始を可能とすることとし、2024 年度も含めた試行的事業の実施状況を踏まえつつ、制度実施の在り方について検討を深める。

○ 病児保育の安定的な運営を図る観点から、病児保育に係る保育士等の職務の特殊性等を踏まえた基本分単価の引上げ等を、2024 年度から行う。

**こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業
実施自治体一覧**

成育局 保育政策課

【 108自治体 】 ※令和6年1月17日現在

	市区町村名		市区町村名		市区町村名		市区町村名		市区町村名
1	北海道 札幌市	21	茨城県 笠間市	41	東京都 杉並区	61	静岡県 富士市	81	和歌山県 紀美野町
2	北海道 函館市	22	茨城県 筑西市	42	東京都 多摩市	62	愛知県 名古屋市	82	鳥取県 鳥取市
3	北海道 旭川市	23	栃木県 宇都宮市	43	神奈川県 横浜市	63	愛知県 大府市	83	岡山県 岡山市
4	北海道 美幌町	24	栃木県 足利市	44	神奈川県 川崎市	64	愛知県 美浜町	84	岡山県 笠岡市
5	北海道 浦河町	25	栃木県 栃木市	45	神奈川県 相模原市	65	三重県 松阪市	85	岡山県 高梁市
6	北海道 別海町	26	栃木県 茂木町	46	神奈川県 厚木市	66	滋賀県 米原市	86	岡山県 鏡野町
7	青森県 青森市	27	群馬県 前橋市	47	新潟県 新潟市	67	京都府 京都市	87	広島県 広島市
8	青森県 八戸市	28	群馬県 高崎市	48	新潟県 見附市	68	京都府 宇治市	88	広島県 呉市
9	岩手県 盛岡市	29	群馬県 渋川市	49	新潟県 上越市	69	大阪府 大阪市	89	広島県 尾道市
10	岩手県 一関市	30	埼玉県 さいたま市	50	新潟県 南魚沼市	70	大阪府 豊中市	90	広島県 福山市
11	宮城県 仙台市	31	埼玉県 行田市	51	石川県 七尾市	71	大阪府 高槻市	91	山口県 防府市
12	秋田県 湯沢市	32	埼玉県 鴻巣市	52	石川県 津幡町	72	大阪府 富田林市	92	香川県 多度津町
13	山形県 山形市	33	埼玉県 志木市	53	福井県 福井市	73	大阪府 東大阪市	93	愛媛県 今治市
14	福島県 福島市	34	千葉県 千葉市	54	山梨県 甲府市	74	兵庫県 神戸市	94	高知県 高知市
15	福島県 郡山市	35	千葉県 市川市	55	長野県 長野市	75	兵庫県 姫路市	95	高知県 南国市
16	福島県 白河市	36	千葉県 松戸市	56	長野県 飯田市	76	兵庫県 加西市	96	福岡県 北九州市
17	福島県 南相馬市	37	千葉県 野田市	57	長野県 御代田町	77	兵庫県 養父市	97	福岡県 福岡市
18	福島県 伊達市	38	千葉県 成田市	58	岐阜県 岐南町	78	兵庫県 南あわじ市	98	佐賀県 佐賀市
19	福島県 南会津町	39	東京都 港区	59	静岡県 浜松市	79	奈良県 奈良市	99	佐賀県 唐津市
20	茨城県 水戸市	40	東京都 中野区	60	静岡県 沼津市	80	和歌山県 海南市	100	佐賀県 有田町

※今後追加公募を予定している。

